

令和3年度

第8回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第 8 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和3年11月17日(水)午後3時30分から午後4時30分

2 開催場所 静岡市役所本館3階第1委員会室

3 出席委員(20人)

会長 13番 西ヶ谷量太郎

会長職務代理者(副会長) 12番 徳田 雅亮

委員 1番 伊藤 修司 2番 遠藤 公夫 3番 大石 雅章

4番 大石 泰子 5番 大塚 師輝 6番 佐藤 直美

7番 佐藤 操 8番 白岩 正行 9番 杉山 寿朗

10番 鈴木 茂樹 11番 鈴木 長一 14番 西子 親慶

15番 仁藤 雅巳 16番 堀越 隆正 17番 牧野 正昭

18番 松永 一雄 19番 望月 芳明 20番 山田 常己

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第46号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第47号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第48号 農地転用許可後の事業計画変更承認について(5条)

議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第50号 非農地証明申請について

報告第31号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第32号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第33号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第34号 相続税納税猶予に関する適格者証明願いについて

5 農業委員会事務局職員

事務局長 増田 雅之、参与兼次長 杉本 光利、次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、副主幹 鈴木 康生、農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、主事 寺園 理帆、農地係長 丸山 美咲、副主幹 小林 満明、主査 松永 文雄、主任主事 奥山 雅吉、主任主事 石川 尚美

6 会議の概要

議長 ただ今から、令和3年度第8回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日

は、委員20名全員出席での開催です。静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

11番 鈴木 長一委員、14番 西子 親慶委員にお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いいたします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告のうえ、ご発言ください。それでは、最初に議案第46号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

【議案第46号朗読】

申請は2ページから3ページに記載のとおり9件でございます。

議長

それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局

1班です。整理番号63番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのこと。整理番号64番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのこと。整理番号65番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのこと。

19番

職員から説明がありました3件につきましては、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局

2班です。整理番号66番及び67番、駿河区の案件ですが、譲受人が同一法人のため、まとめて説明させていただきます。現地は、第6回総会において、個人所有から法人所有への所有権移転が許可された農地の隣接地です。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は、既存の所有農地と一体的に使用し、規模拡大とともに効率化を図ろうとするものです。譲渡人は、要望に応えるとのこと。整理番号68番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。賃借権の設定です。申請事由ですが、賃借人は学校法人で、教育の一環として、農作物の栽培経験を通じ生徒と教員がとも

に学ぶ場とするとともに、地元自治会、部農会等の協力も得て、積極的な地域交流の場にしようとするものです。賃貸人は、要望に応えるとのこと。なお、当案件は、権利移動の不許可の例外、農地法施行令第2条第1項ハ、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、省令で定める者、施行規則第16条、学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人がその権利を取得しようとする農地等を当該目的に係る業の運営に必要な施設の用に供する場合に該当します。整理番号69番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。贈与による所有権の移転及び使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、当該農地はいずれの筆も3人の共有で、1人は贈与し、他の2人は要望に応じて使用貸借による権利を設定しようとするものです。受贈者であり使用借人は、経営規模を拡大するとのこと。

20番 職員から説明がありました4件につきましては、2班としては許可相当と判断しました。

事務局 3班です。整理番号70番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、贈与による所有権移転をするため、申請に及んだものです。

14番 職員から説明がありました1件につきましては、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 4班です。整理番号71番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請地は譲受人の隣接農地で、申請地を含め一体的に耕作するため、贈与により所有権移転を行うものです。

18番 職員から説明がありました1件につきましては、4班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 他に発言もないようですので、議案第46号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第46号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第47号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第47号朗読】**

申請は5ページに記載のとおり1件でございます。内容につきましては、担

当職員から説明いたします。

事務局 1班です。整理番号7番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は、田です。申請事由ですが、現在は水田として利用しておりますが、今後、畑として野菜類等を栽培したく申請に及びました。一時転用期間は、5カ月間の予定です。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われまます。

19番 職員から説明がありました1件につきましては、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 他に発言もないようですので、議案第47号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第47号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第48号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第48号朗読】**

申請は7ページに記載のとおり1件でございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 3班です。整理番号6番、葵区の案件です。農地区分は、農用地区域内農地及び第2種農地に該当し、当初の転用期間は3年間の一時転用となっております。この度の計画変更は、当初の転用事業者が法人を譲渡することで、事業を停止し、事業を承継することとなり申請に及びました。転用事業者及び承継者は、市内に本店を置く法人で、代表取締役は同一人です。本案件の手続きとしては、事業計画変更承認及び農地法第5条の許可が必要であり、後ほどの農地法第5条の許可申請については承継者からの申請となります。当初の申請事由ですが、傾斜地を畑地造成し平坦な農地にして、果樹を中心とした営農としたいため、3年間の一時転用の許可を得ました。造成は公共工事及び民間の建築基礎工事で発生した盛土に適した砂礫を利用し、最終的に造成地の表土で埋め戻すことになっております。事業終了後は、果樹を作付けする旨の作付確約書も添付されております。現時点は進捗率が95%となっており、残る工程としては造成地の表土の埋め戻しを実施し、法面を緑化することで完了となる予定です。また、

この盛土については開発指導課の指示により、現在の形状になっております。承継変更後の許可期間としては、令和4年5月16日までの3年間の残存期間である6カ月が許可期間となります。

- 7 番 使用借人である法人の業種は何ですか。以前、解体業と聞いた記憶があるが、
事務局 解体業ではなく、土木工事業と聞いています。
- 7 番 産業廃棄物に当たるものを入れない旨を確認したか。
事務局 公共工事や民間の建設工事等で発生した、農地に適した土で造成すると聞いています。
- 7 番 当初、令和元年5月17日に許可がされてから期間が経過した後に、今回別の法人が事業を承継するということだが、どういう計画なのか。反対するというのではないが、産業廃棄物等を入れられないか懸念される。
事務局 事業計画については、当初許可時と変更はありません。事業全体の進捗率は、95%となっています。土の搬入についてもすでに終了しています。あとは表土の埋め戻しを実施し、法面を緑化する工程が残っています。また開発指導課への手続きもされているため、盛土についても安定勾配となっています。
- 議 長 他に発言もないようですので、議案第48号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

- 議 長 議案第48号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第49号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第49号朗読】**

申請は9ページに記載のとおり6件でございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

- 事務局 1班です。整理番号55番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、現在、借家住まいをしておりますが、子供の成長とともに手狭になったため両親に相談したところ、父親所有の土地を借り住宅を建築することで話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。

- 1 9 番 職員から説明がありました1件につきましては、1班としては許可相当と判

断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局

3班です。整理番号56番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、使用借人は現在葵区の借家で、家族3人で居住しているが、現在の住居では手狭になったこと、祖母及び実母の生活を見守りたいとの希望があるため、土地所有者の相続人である祖母と話がまとまり、申請に及びました。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号57番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は市内に本店を置く法人で、事業の承継を受けて申請に及んでいます。農地区分は、農用地区域内農地及び第2種農地に該当し、農用地区域内農地は不許可の例外の一時転用に該当します。申請事由ですが、議案第48号、整理番号6に係る事業承継によるものであり、承継後の許可期間としては、当初の許可期間からの3年間の残存期間である6カ月が許可期間となります。現時点は進捗率が95%となっており、残る工程としては造成地の表土で埋め戻しを実施し、法面を緑化することで完了となる予定です。整理番号58番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請人は平成30年12月総会で営農型太陽光発電設備の一時転用許可を受けました。この度3年間の転用期間が切れるため、更新申請をするものです。設備は設置時から変更はありません。太陽光パネルの設置枚数は288枚、発電出力は86.4キロワットです。設置角度は南向きで傾斜角5度、パネルの下でセダムを育成しており、令和元年度までは稚苗の育成をし、株分けをして、育成面積を徐々に増加することとなっています。令和2年度の収量は地域の平均単収並みとなっております。なお、収穫時期は10月となっています。

14番

職員から説明がありました3件につきましては、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局

4班です。整理番号59番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、公共工事で発生した残土の処分場の用地を探していたところ、土地所有者からの要望もあり、申請に及んだものです。工事発生土から農地に適した土を使用し、畑地造成を行います。盛土量は1,050立米を予定しています。転用期間は5カ月間の一時転用で、転用終了後は柿を作付けする確約書が提出されています。また農地区分は第2種農地と判断され、隣接農地への被

害防除、排水等については、問題ないと思われます。整理番号60番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請人は住宅の老朽化及び手狭なため、申請地を譲り受け、住宅を新築したく申請に及んだものです。農地区分は第1種農地で、不許可の例外のにじみ出しに該当します。隣接農地への被害防除、排水等については特に問題なく、転用面積も適当と思われます。

1 8 番 職員から説明がありました2件につきましては、4班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

1 2 番 整理番号57番の畑地造成と整理番号59番の残土処分場の違いを教えてください。

事務局 整理番号57番は、使用貸人が民間の建築基礎工事で発生した盛土に適した土を利用し、畑として利用したいため、畑地造成が転用目的となっています。整理番号59番は公共工事で発生した残土の処分が主目的のため、残土処分場が転用目的となっています。最終的に残土で畑地造成する場合でも、これは、あくまでも残土処分を目的とした一時転用となります。

1 2 番 目的が畑地造成と残土処分場の違いということでもいいか。

事務局 はい、そうです。

1 0 番 整理番号58番についてですが、前回3年前に許可が出ていると思うが、パネルの下部で誰が耕作しているのか確認したい。

事務局 こちらの農地については、土地所有者が農地法3条で賃借権を設定しており、パネル設置者と別の個人の賃借人がセダムを耕作しています。パネルについては、地上権を併せて設定した上で、今回の申請人である法人が設置をしています。今回の申請は、パネルの設置者とパネル下部での耕作者が異なる案件となっております。

1 0 番 わかりました。通常パネル設置者がパネルの下部で耕作をしていることが多いと思われる。現在の議案の記載の仕方だと、パネルの設置者である法人が耕作しているようにも受けとれる。誰が耕作者なのかわからないため、記載の仕方を工夫することは出来ないか。

事務局 今回の申請は、営農型太陽光発電設備の支柱部分に係る転用の申請です。パネルの下部で耕作する農地法第3条の賃借権設定と農地法第3条の地上権設定は継続しています。当初許可の段階では、農地法第3条の賃借権設定の申請、農地法第3条の地上権設定の申請、及び農地法5条の営農型太陽光発電設備の

支柱部分に係る転用の申請が許可されました。今回はあくまでも、一時転用である営農型太陽光発電設備の支柱部分に係る転用の申請です。

1 0 番
議 長

わかりました。
他に発言もないようですので、議案第49号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長

議案第49号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第50号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

【議案第50号朗読】

申請は11ページに記載のとおり1件でございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事 務 局

2班です。整理番号14番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は山林です。平成17年頃から農地としての使用を中止し、森林化したものです。今後も農地として使用する予定はなく、農地復元も困難な状況です。証明基準5、耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和3年10月27日に、地区担当農業委員と現地調査を行い確認していただきました。

2 0 番

以上、職員から説明がありました1件については、2班としては承認することと、判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長

ただいまの議案第50号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長

他に発言もないようですので、議案第50号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長

議案第50号は、原案のとおり承認いたしました。次に、報告事項に入ります。報告第31号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長

【報告第31号朗読】

通知は13ページの4件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事 務 局

整理番号50番については、二重契約を解消するため、合意解約しました。対象農地は、換地前の従前地番が令和2年に土地改良法による換地処分により、

換地処分後の地番となったものです。換地前の従前地番は、既に地権者より農地中間管理事業で、平成27年12月22日から令和13年2月21日まで貸借されていて、耕作者に貸借されております。ところが、この換地処分についての情報がうまく伝わっておらず、まだ貸借されていない農地と勘違いされ、換地後の土地が地権者より、令和3年7月1日から令和13年6月30日まで貸借されるという二重契約の状態が生じてしまいました。この同じ農地が二重に貸借契約されているという状態を解消するために合意解約したものでございます。次に、整理番号51番については、耕作者が高齢になり、経営規模縮小のため、合意解約しました。整理番号52番についても、賃借人が高齢になり十分耕作ができないので、経営規模縮小のため、合意解約しました。整理番号53番については、賃借人が土地を売却するため、合意解約しました。

議長 　　ただいまの報告第31号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 　　よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第31号を終わります。次に、報告第32号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 　　【報告第32号朗読】

届出は15ページから21ページの66件がございました。その内訳は、4条の転用が12件、5条の転用が54件で、いずれも内容については記載のとおりでございます。5条の転用の内訳としましては、所有権移転が51件、賃借権設定が1件、使用貸借による権利の設定が2件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 　　ただいまの報告第32号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 　　よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第32号を終わります。次に、報告第33号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 　　【報告第33号朗読】

届出は23ページから25ページの36件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 　　ただいまの報告第33号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 　　よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第34号を終わります。次に、報告第34号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 　　【報告第34号朗読】

申出は27ページの2件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、交付いたしました。

なお、内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局

こちらは、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく、納税の猶予を受けるために、相続人が引き続き農業経営を行う者であることを証明するものです。整理番号9は、8月30日、地区担当最適化推進委員と整理番号10は、9月21日、地区担当最適化推進委員と現地確認を行いました。以上2件、当該農地はすべて耕作がされており、相続人は今後も引き続き農業経営を行うと認められる者であったため、整理番号9は、10月22日、整理番号10は、10月6日に適格者証明を交付しました。

議長

ただいまの報告第34号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長

よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第34号を終わります。

議長

以上をもちまして、静岡市農業委員会第8回総会を閉会いたします。